

第2号様式

平成26年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成26年10月31日(金) 10:00~12:00 13:00~13:45 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成26年4月1日から平成26年7月31日まで	
抽出案件	総件数 69件	(備考)
工	一般競争 43件	
	標準指名競争 1件	
事	随意契約 12件	
	簡易公募型プロポーザル方式 1件	
業	一般競争 4件	
	簡易公募型競争 1件	
務	標準指名競争 1件	
	随意契約 6件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 指名停止等の運用状況について</p> <p>経営事項審査における不実記載の事案で、指名停止措置期間を6か月としたものがあるが、他に比較して重いのではないか。</p> <p>2 工事抽出案件について</p> <p>(1) 西条刑務支所庁舎棟等改修（電気設備）工事[一般競争入札]</p> <p>本件改修工事の必要性について。</p> <p>1回目の入札が不落となったため、引き続き2回目の入札を行っているが、落札者について、2回目の入札価格が1回目の約3分の2と急落しており、本当に適正な工事が行われるのかと疑問がある。本件工事の内容は問題なかったのか。</p> <p>(2) 西条刑務支所庁舎棟等改修（建築）工事[標準指名]</p> <p>本件は低価格入札事案であるが、工事に問題はなかったか。工事成績はどうか。</p> <p>法務省においては、まず一般競争入札を行い、不調・不落でなければ指名競争にはしないという運用をしているのか。</p> <p>(3) 西条刑務支所庁舎棟等改修（建</p>	<p>本件については、監督官庁である国土交通省において、悪質な事案として競争参加資格の取消処分が行われており、それを踏まえ、重い措置としたものです。</p> <p>女子被収容者については、全国的に収容率が高い状態が続いており、その解消のため、同刑務支所に女子を収容させるための改修を行ったものです。</p> <p>最終的な契約金額は予定価格に近い額であり、特に支障はないと判断しました。なお、本件工事は既に終了しており、工事成績評価点は80点でした。工事は適切に実施されたと認識しています。</p> <p>工事成績評価点は78点であり、適切な工事が行われたと認められます。</p> <p>単に不調・不落というだけではなく、工期等の関係で緊急性がある場合等に限定して運用しています。</p>

築) 工事 (第 1 回変更) [随意契約]

工事単価は工事中にも変動するものであり、変更契約は施工者の負担となる場合もある。工事内容は入札時に明らかになっていることが望ましく、変更契約については、減らす努力をするよう要望する。

変更契約について留意してまいりませう。

3 業務抽出案件について

(1) 平成 26 年度加古川刑務所炊場棟等実施設計業務 [簡易公募型プロポーザル]

協力事務所が重なっているとの理由で、2 者の参加資格が認められていないが、そもそも重なってはいけないとしている理由は何か。

協力事務所が重なった場合、複数の応募者が、同事務所を介して、入札金額や技術提案書の内容等の情報をやり取りする可能性があり、公正な競争が妨げられるおそれがあるためです。

協力事務所が重複しているか否か、協力事務所側が隠している場合も考えられ、競争参加者に責を負わせるのは酷なのではないか。

前述のとおり、協力事務所の重複排除は必要性が認められ、入札説明書等にも参加資格要件として明示しているものであり、協力事務所に対して競争参加者が確認する義務があると考えます。

このようなことが起きないよう、今後、更なる注意喚起が必要ではないか。

本件を踏まえ、これ以降の案件については、提出書類のチェックリストに当該項目も盛り込み、注意喚起しています。

技術提案書については、複数の評価者が評価しているとのことだが、評価者間で評価の差が大きい場合、見直し等を行っているのか。また、これまでに評価を見直したことはあるか。

各評価者の評価については、内部の委員会で審査を行っています。その場で各評価者から項目ごとに評価理由の説明を受け、その内容に疑義がある場合、評価者に再考を求めています。過去に評価の見直しを行った事例もあります。

(2) 平成26年度広島拘置所耐震診断業務[一般競争入札]

応札者によって入札価格の差が大きいですが、原因についてどう考えるか。

作業量の低減をした応札者としていない応札者が出たということは、入札時に説明が足りなかったということではないか。解釈が人によって異なるような説明とならないよう、注意願いたい。

(3) 平成26年度検察庁接見室模様替実施設計業務[簡易公募型競争入札]

本件工事の模様替とは、具体的にはどのような内容か。

応札者ごとに入札価格の差が大きいですが、その理由をどう考えるか。

低価格入札調査において、賃金不払の調査に関し、労働基準監督署に問い合わせたが回答がもらえ

応札者によっては、耐震診断に慣れていなかったり、技術者がいなかったりして、適正に見積りができなかった可能性はあります。また、全て自社で行うか、下請けに出すかによっても入札価格に差が出たものと思われま

す。なお、本件は4階建ての建物4棟が対象であり、当省における予定価格の積算に際しては、類似した作業が発生し、作業量が低減するものとして補正をしていますが、そのような考慮をした応札者と、しなかった応札者がいた可能性も考えられます。

先の説明はあくまで推測です。本件の作業量低減も、入札時に配付した概略図面等から分かることであったと考えま

す。現在、接見室が整備されていない検察庁支部等72庁について、今ある部屋を接見室に模様替えするものです。本件はその実施設計業務に当たります。

先ほどの事案と同様に、下請けの有無や、業務に対して慣れているか否か等で差が出ていることが考えられます。

過去には回答が得られたこともありましたが、現在は、守秘義務等を理由に回答されない場合がほとんどと思わ

なかったとのことであるが、これが常態化しているのであれば、調査として意味をなさず、問題ではないか。

(4) 平成26年度宮城刑務所職業訓練棟改修等実施設計業務[標準指名競争入札]

本件は落札率が低いため、適正に業務が実施できるのか監視する必要があると思われる。

本件業務については、まず、簡易公募型競争入札を実施し、不落となったために標準指名競争入札に移行したということか。

入札参加者を指名するに当たり、最初の入札の参加者も選定されているが、それらの業者は、その時の最低入札価格を知っており、それを知らない他の応札者との間で公平性が保てないのではないか。

最低入札価格が重要な情報か否かについては、一考の余地はあるが、全く意味がない情報とは言いが切れない。前回の入札参加者を排除し難いのであれば、逆に、他の指名業者に前回の入札に関する情報を伝達するなどの対応が必要ではないか。

説明は理解するが、やはり、入

れます。他省庁でも同様の調査を実施していると思われるため、それらの実情等も調査の上、対応を検討したいと考えます。

現在、本件業務は継続中ですが、これまでのところ問題等は発生していません。

そのとおりです。

本件は、工期の関係から指名競争入札としていますが、仮に、より公平性が高い一般競争入札とした場合でも、前回の入札参加者は参加できないという条件を付けることはできないものと考えます。

また、本来、入札価格は仕様書や図面等から算出するもので、適正に算出すれば予定価格に近い金額となるはずであり、前回の入札における最低入札価格は、必ずしも重要な情報であるとは思われません。

現状、国においては、予定価格は事前に公表しない運用とされているところ、落札に至っていない案件の最低入札価格を伝達することは、予定価格の事前公表と同様の効果をもたらし、ひいては入札妨害や談合等の事案を引き起こすおそれもあり、差し控えるべきと考えます。

引き続き検討して報告します。

札参加者が同じ情報を持っていないことは、公平性の観点から疑問が残る。前回の入札参加者を排除したり、前回の入札情報を伝達したりした場合の利点や問題点等、引き続き整理・検討の上、おって報告してほしい。

(5) 平成26年度国際法務総合センター（仮称）実施設計業務[随意契約]

本件業務は、当初の設計から工事内容を見直す必要が生じたものとのことだが、なぜそのような事態となったのか。

社会情勢の変化等により、当初の予算では不足が生じたことから、追加の予算要求をするに当たり、その額を可能な限り減らすため、工事内容の見直しを行う必要が生じたものです。